



令和7年度 子育て支援ガイド

～浜田市は子育てを応援します～



浜田市子育て支援施策一覧

令和7年4月1日改正

分類	妊娠期	0歳	1歳～3歳	4歳～6歳	小学生	中学生	高校生
母子保健・相談	1 風しん任意 予防接種費助成						
	5 産前産後家事支援サポーター						
	2 不妊治療費助成	7 産婦健診	拡充				
	3 初回産科 受診料助成	8 産後ケア事業					
	4 母子健康手帳	8 赤ちゃん訪問	乳幼児家庭訪問				
	6 妊婦健診 妊婦歯科健診	9 聴覚検査助成 乳児健診	9 1歳6か月児健診	9 3歳児健診			
	妊婦8か月 アンケート	10 ブックスタート	フッ素塗布（1歳6か月児、3歳児健診対象児）				
	妊婦家庭訪問	すこやか健診（発達クリニック）					
	妊婦健康相談	16 子育て世代包括支援センター（すくすく）			34 予防接種（定期、任意助成）	拡充	
	養育支援家庭訪問						
	ママパパ学級	12 離乳食・食育教室			学校保健		
	児童家庭相談						
保育所（園）・幼稚園	13 保育所（園）・認定こども園保育園部（私立26園）						
	① 延長保育（25園）						
	② 一時保育（25園）						
	③ 障がい児保育（25園）						
	④ 休日保育（子育て世代包括支援センター（すくすく））						
	⑤ 病児・病後児保育（病児・病後児保育室（びいびくのおへや））						
	14 幼稚園（公立1園）						
子育て支援	15 認定こども園幼稚（児）園部（私立8園）						
	① 預かり保育（すべての幼稚園及び認定こども園幼稚（児）園部）						
	16 地域子育て支援センター 子育て世代包括支援センター（すくすく）、子育て支援センター おひさま、ひなしっこクラブ、あさひなないろクラブ、やさか子育て支援センター						
	17 ファミリー・サポート・センター						
	18 子育て広場・子育てサロン、子育てサークル						
	19 放課後児童クラブ（19クラブ）						
	20 放課後等デイサービス						
経済的支援	21 まちづくりセンター（放課後子ども教室等）						
	22 子育て短期支援事業						
	子育て応援隊						
	23 妊婦支援給付金						
	24 新生児 子育て応援金						
	25 児童手当						
	27 保育料負担軽減、28 第3子以降保育料無償化、29 第3子以降保育所等給食費無償化						
	未熟児養育医療						
	30 子ども医療費助成						
	母子家庭等自立支援給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、26 児童扶養手当、31 ひとり親家庭医療費助成						
支援達	17 ファミリー・サポート・センターひとり親家庭助成（1/2軽減）						
	32 特別児童扶養手当（20歳未満）、障害児福祉手当（20歳未満）、福祉医療費助成						
	紙おむつ廃棄用 ゴミ袋配布						
	就学援助制度（学校給食費含む）						
教室・学習	保育所（園）・幼稚園等巡回訪問						
	発達相談						
	乳幼児教室						
情報児	食育推進（食育講座、啓発活動）						
	防犯・安全教育（子ども安全センター）						
	すくすくファイル、子育て支援サイト						
事業所	33 出会い・結婚・出産・子育て応援事業所認定						
分類	妊娠期	0歳	1歳～3歳	4歳～6歳	小学生	中学生	高校生

赤字の数字は子育て支援施策の概要が次ページ以降にあります。（番号がリンクしています。）



子育て支援策の概要



支 援 施 策	説 明	担当課
🍓 妊娠・出産（妊娠～3 歳）		
1 風しん任意予防接種費助成	・麻しん風しん混合ワクチン 助成限度額：4,000 円 ・風しんワクチン 助成限度額：2,000 円	健康医療対策課 （健康づくり係） ☎25-9311
● 対象者	接種日に浜田市に住民登録がある者で抗体検査の結果、医師から接種が必要と判断された次のいずれかに該当する者 ① 妊娠を希望する女性（未婚でも可能） ② 妊娠を希望する女性の同居者 ③ 妊婦（抗体価の低い者に限る）の同居者	
2 不妊治療費助成	・一般不妊治療費助成（3 年間）：上限 150,000 円/年 ・生殖補助医療費助成（条件あり）：上限 125,000 円・360,000 円/回 ・不育症治療費助成：50,000 円/回 子育て世代包括支援センター又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	子育て世代包括 支援センター ☎22-1253 金城市民福祉課 ☎42-1235 旭市民福祉課 ☎45-1435 弥栄市民福祉課 ☎48-2656 三隅市民福祉課 ☎32-2806
3 初回産科受診料助成	・住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦に対し、初回産科受診料を補助します。（上限 10,000 円）※助成を受けるための要件あり。 子育て世代包括支援センター又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	
4 母子健康手帳	・妊娠中の方に母子健康手帳を交付します。妊娠届を、子育て世代包括支援センター又は支所市民福祉課へ提出してください。	
5 産前産後家事支援サポーター	・妊娠から出産後 3 年を経過する日以後の最初の 3 月 31 日までの者で家事支援が必要な人へサポーターを派遣します。 （予約制 1 回 2 時間 利用料 400 円）※登録後、初回無料券あり 子育て世代包括支援センター又は支所市民福祉課へ事前の登録が必要です。	
6 妊婦健康診査 妊婦歯科健康診査	・妊娠中に最大 14 回の妊婦健診で、国が定める検査項目については全額助成します。（多胎児の場合は追加あり。）母子健康手帳別冊をご利用ください。 ・妊娠中に 1 回、歯科健診を全額助成します。	
7 産婦健康診査	・産後間もない時期（2 週間及び 1 ヶ月）のお母さんの健診を実施します。 （全額助成）母子健康手帳別冊をご利用ください。	
8 産後ケア事業【拡充】 こんにちは赤ちゃん訪問	・産後 1 年以内のお母さんと赤ちゃんが、助産院の助産師のケアを受けることができます。申請により利用票（通所・訪問用 7 枚、宿泊用 7 枚）を送ります。 利用料 通所・訪問：無料 または 1,000 円/回（1 回 2 時間） 宿泊：無料 または 2,500 円/回（1 泊 2 日は 2 回と数えます） ・生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問します。 事前に連絡します。	
9 新生児聴覚検査 乳幼児健康診査	・新生児聴覚検査に 2,000 円を助成します。母子健康手帳別冊をご利用ください。 ・5 か月、1 歳 6 か月、3 歳の年齢の乳幼児を対象とした集団健康診査を実施しています。※1 歳未満の乳児は、医療機関で健康診査を 2 回受診できます。母子健康手帳別冊をご利用ください。	
10 ブックスタート	・生後 5 か月の乳児を対象に絵本を無料で配布しています。	
11 乳幼児健康相談	・身長・体重の測定、保健師、助産師及び歯科衛生士による発育・発達の確認、健康相談などを、子育て世代包括支援センター（すくすく）で実施しています。また、医療的ケア児の相談も実施しています。	
12 離乳食・食育教室	・栄養士による離乳食、食育について学ぶ教室を、子育て世代包括支援センター（すくすく）で実施しています。申し込みが必要です。	
🍓 保育所（園）、幼稚園等（0 歳～6 歳）		
13 保育所（園）・認定こども園保育園部（私立 26 園）	・保護者が共に働いているなど、保育を必要とする乳幼児の保育・教育を実施しています。申請書の提出が必要です。	子ども・子育て支援課 （保育所幼稚園係） ☎25-9330
① 延長保育	・通常保育時間を越えて保育を必要とする乳幼児の保育を行っています。 （施設ごとに時間が異なります。別途利用料がかかります。）	
② 一時保育	・家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を保育所等で預かる事業です。希望される保育所等へ申し込みをしてください。 （利用料はおおむね 900 円～2,000 円ですが、子どもの年齢や利用時間により異なります。）	
③ 障がい児保育	・障がい児に対する保育を実施しています。	
④ 休日保育	・保育所入所児童のうち希望者を対象とした休日保育を、子育て世代包括支援センター（すくすく）で実施しています。子ども・子育て支援課へ事前登録が必要です。（利用料は 3 歳未満 2,400 円、3 歳以上 2,200 円です。）	
⑤ 病児・病後児保育	・生後 8 週間から小学校 6 年生までの乳幼児及び児童を対象とした病児・病後児保育事業を実施しています。事前登録が必要です。 （使用料は、100 円/時間、1 日最大 1,000 円です。※減免制度もあります。）	
14 幼稚園（公立 1 園） 15 認定こども園幼稚（児）園部（私立 8 園）	・満 3 歳（公立は 3 歳児クラス）から小学校就学前の幼児を対象とした教育を実施しています。 申請書の提出が必要です。	
① 預かり保育	・教育時間終了後等の保育をすべての幼稚園及び認定こども園幼稚（児）園部で実施しています。（施設ごとに時間が異なります。別途利用料がかかります。）	



支 援 施 策	説 明	担当課
 子育て支援（0歳～18歳）		
16 地域子育て支援センター	・乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、子育て支援に関する情報提供等を以下の施設で実施しています。 ● 子育て世代包括支援センター（すくすく）（野原町） ★保健師等の専門職員が相談を受け、妊娠・出産・育児の継続した支援を行っています。 ● 子育て支援センター おひさま（三隅郵便局前） ☎28-7907 ● ひなしっこクラブ（日脚保育園内） ☎27-1064 ● あさひなないろクラブ（あさひ子ども園内） ☎45-8181 ● やさか子育て支援センター（旧安城保育園） ☎48-2613	子育て世代包括支援センター ☎22-1253
17 ファミリー・サポート・センター	・育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となって、子育てを支援します。（利用料 300 円～400 円/30 分、ひとり親家庭は減免制度があります。）事前の登録が必要です。※登録後、初回無料券あり	
18 子育て広場・子育てサロン	・まちづくりセンター等で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、子育て支援に関する情報提供等を行います。	
19 放課後児童クラブ	・放課後や土曜日、夏休み等の昼間、児童の健全育成のために適切な遊びや生活の場を提供します。（利用料 5,000 円＋おやつ代 1,000 円/月（土曜日、夏休み利用は別途徴収）、減免制度があります。） 子ども・子育て支援課又は支所市民福祉課へ入会申込書を提出してください。	子ども・子育て支援課 （子ども政策係） ☎25-9331
20 放課後等デイサービス	・放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。（対象：小・中・高校就学中の障がい児）	地域福祉課 ☎25-9322
21 まちづくりセンター （放課後子ども教室等）	・放課後や休日（不定期開催）において、子どもたちや親子を対象とした様々な体験・交流活動を行っています。※各まちづくりセンターによって状況が異なりますので、詳細は担当課までお問い合わせください。	まちづくり社会教育課 ☎25-9204
22 子育て短期支援事業	・保護者の疾病その他の理由により児童の養育が一時的にできない場合に、児童養護施設又は里親等において、一定期間、児童を預かります。	子ども・子育て支援課 （子ども家庭相談係） ☎25-9331
 経済的支援（0歳～18歳）		
23 妊婦支援給付金	・妊婦さんへの支援のために、給付金を支給します。※いずれも面談実施後に申請が必要です。 1 回目：妊娠届のとき 妊婦 1 人あたり 50,000 円 2 回目：出産後 妊娠していた子ども 1 人あたり 50,000 円	子育て世代包括支援センター ☎22-1253
24 新生児子育て応援金	・赤ちゃんが産まれた世帯に支給します。 第 1 子・第 2 子：50,000 円 第 3 子以降： 300,000 円 子ども・子育て支援課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	
25 児童手当 R6 年 10 月制度改正 ＜年齢延長・第 3 子以降月額増額＞	・高等学校卒業まで（18 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育する方に、年 6 回偶数月に支給します。 子ども・子育て支援課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	
● 支給月額 （R6 年 1 0 月分以降）	3 歳未満：第 1 子・第 2 子：15,000 円 第 3 子以降：30,000 円 3 歳から高校生年代：第 1 子・第 2 子：10,000 円 第 3 子以降：30,000 円	子ども・子育て支援課 （子ども政策係） ☎25-9331
26 児童扶養手当	・18 歳までの児童（心身におおむね中度以上の障がいがある場合は 20 歳未満まで）を養育しているひとり親家庭等に支給します。 子ども・子育て支援課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	
● 支給月額	全部支給：46,690 円 一部支給：46,680 円～11,010 円 ※第 2 子以降加算額：全部支給：11,030 円 一部支給：11,020 円～5,520 円 ※前年の所得が限度額以上の場合は支給を停止します。（所得に応じて手当額が異なります）	
27 保育料負担軽減	・3 歳以上児、住民税非課税世帯の 3 歳未満児を対象として保育料を無償としています。（実費負担については無償となりません。） ・保育料が無償とならない 3 歳未満児については、保育料を国基準の 6 割以下に設定しており、きょうだいや世帯の状況により更に軽減しています。	子ども・子育て支援課 （保育所幼稚園係） ☎25-9330
28 第 3 子以降保育料無償化	・第 3 子以降の児童について保育所、認定こども園及び認可外保育施設の保育料を無償とします。	
29 第 3 子以降保育所等給食費無償化	・第 3 子以降の児童について保育所、認定こども園、幼稚園及び認可外保育施設の給食費を無償とします。※上限額（月額 7,800 円）の範囲内	
30 子ども医療費助成【拡充】	・18 歳までの子どもの医療費の自己負担額を助成します。 保険年金課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	
● 1 か月・1 医療機関あたりの自己負担限度額	出生～中学生：無料 高校生年齢：通院 1,000 円、入院・薬局等 無料 ※所得制限はありません。	保険年金課 ☎25-9411
31 ひとり親家庭医療費助成	・所得税非課税世帯の 18 歳未満又は高校 3 学年修了（20 歳未満）までの児童を養育するひとり親家庭の医療費の自己負担額を一部助成します。 保険年金課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	
● 1 か月・1 医療機関あたりの自己負担限度額	市民税課税世帯：入院 20,000 円、通院 6,000 円、薬局等 無料 市民税非課税世帯：入院 2,000 円、通院 1,000 円、薬局等 無料	
32 特別児童扶養手当	・身体や精神に障がいのある 20 歳未満の児童の父母等に支給します。 地域福祉課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	
● 支給月額 （障がいの程度に応じて金額が異なります）	1 級：該当児童 1 人につき 56,800 円 2 級：該当児童 1 人につき 37,830 円 ※前年の所得が限度額以上の場合は支給を停止します。	地域福祉課 ☎25-9322

